

品目横断的経営安定対策の見直しのポイント

制度の基本を維持しつつ、地域の実態に即した制度見直しを行う。

要件関係

- (1) 面積要件の見直し（市町村特認制度の創設）
地域農業の担い手として「水田農業ビジョン」に位置付けられている認定農業者や集落営農組織について、本対策への加入の道を開く。
- (2) 認定農業者の年齢制限の廃止・弾力化
- (3) 集落営農組織に対する法人化等の指導の弾力化

予算措置関係

- (4) 先進的な小麦等産地の振興
近年、単収向上が著しい先進的な小麦産地やてん菜産地の安定生産を支援（予算措置）。
- (5) 収入減少影響緩和対策の充実
19年産において10%を超える収入減少があった場合には、特別な措置を用意するとともに、20年産以降には、10%を超える収入減少に備え得る仕組みを整備し、米価下落に対する農家の不安を払拭（予算措置）。
- (6) 集落営農への支援
集落リーダーの諸活動、リース等を活用した機械・施設の整備等に対する支援を充実（予算措置）。

手続等関係

- (7) 農家への交付金の支払の一本化、申請手続の簡素化等
- (8) 用語の変更による誤解の解消
- (9) 農業資材費等の低減対策についての農協系統への要請

用語の変更による誤解の解消

本対策に係る誤解を解消するとともに、制度の正しい理解の推進に資するよう、制度における用語を変更する。なお、当分の間は、新用語と旧用語を併記するなどして、現場が混乱しないよう留意する。

品目横断的経営安定対策	→ (北海道向け) 水田・畑作経営所得安定対策 (都府県向け) 水田経営所得安定対策
ゲタ	→ (北海道向け) 麦・大豆等直接支払 (都府県向け) 麦・大豆直接支払
緑ゲタ	→ 固定払
黄ゲタ	→ 成績払
ナラシ	→ 収入減少補てん
経理の一元化	→ 共同販売経理